# 総務市民文教委員会審査次第

日時:平成26年9月9日(火)

本会議休憩中

場所:第 1 委 員 会 室

### 1 総務部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第52号 光市ふるさと栄誉市民等条例

説 明:大田総務課長 ~別紙説明書のとおり

#### 質 疑:

#### ○加賀美委員

只今の説明でですね、スポーツとか芸術とか芸能とか、これはもう顕著な成果をあげた方についても、こういう風に栄誉市民等をですね、栄誉市民賞ですかね、市民にですね市民賞を与えるというようなご説明にあったと思いますけれども、この文面から見ると、文化財保護法をね、重要文化、無形文化財の補助の認定を受けたものっていう風に限定をされているのですけどね。そこのところがやっぱり先程のご説明と趣旨が合わないのではないかと。もう少し、スポーツ、芸術なんかね、顕著な成績をあげた人という人たちも表彰にするというお話があったのですが、それが文面に出ていないのですが、それについてはどういう風にご見解を持っておられるのかお尋ねしておきたいと思います。

#### ○太田総務課長

はい。只今の質問にお答えします。今後、例えば一例としてでございますけども、オリンピック等のその大会において、特に優秀な成績を収められた方、或いは、学術の部分で世界的な権威がある賞を受けられた方等がいらっしゃいましたら、その都度追加にて表彰をさせて頂きたいという風に考えております。

#### ○加賀美委員

うん。その時で考えるちゅうよりも、条例そのものを作る時にね、まあ今回は人間国宝になった方を対象にしてね、これを作ろうというような形で決められたのじゃないかと思うのですけども、先程説明があったように、顕著な成績をあげた方々っていう形の中で一括りにて、だからいわゆる、この細目とかそういう選定の基準については別個に定めるとかね、そういう形にしておかないと、まあどうしてもこれちょっと何か、この人、この為にやったような気がするんであってね、だからそれはちょっと狭い範囲の一つの条例じゃないかと、全体をもっと広い範囲のね条例にして、その宣伝についてはねまたその別個定めるとかね、そういう感じにしていった方が良いじゃないかと思うのですよ。その辺は如何でしょうか。

#### ○太田総務課長

議案第52号として提出しております条例につきましては、光ふるさと栄誉市民については第2条にございますように、芸能・工芸芸術・芸術・文化・学術・スポーツ及び福祉の増進等に顕著な実績が有りというように条例ではそのようにさせて頂いております。先程説明致しました参考資料の施行規則において、こちらの方で具体的に細かい事項は定めていきたいと考えております。

# ○加賀美委員

分かります。それは良く分かるのだけれども、この条例そのものがねそういったものは含まれているとは思えないのですね。重要無形文化財の補助として認定を受けたものを対象とするっているね、限定されたものになっているような気がするのであってね、ここはやっぱり総括的にやっぱりこういう人たちもそういうまあ顕著な働きをした人たちを表彰するものであるという形で整理しとって、それでまあ別個の細則等でですね整理された方が良いと思うのですよね。そうしないとこの条例はこの為に作ったような感じがしてね、その他のものは該当しないよという風な一つの形がこう感じられる訳であってね、その辺まあその辺について、私の意見が異論かも知れませんけどね、そこのところはどういう風に考えておられるか。

#### ○太田総務課長

繰り返しになりますが、条例の第2条におきまして、広くあの芸能・芸術・文化・スポーツ・福祉等、広く捉えておりますので、その辺りでご理解を頂きたいと存じます。以上でございます。

# ○加賀美委員

条例2条でどの辺の文章にそこのね、ああ前の方にあるのか、ああそういうこと。どうも失礼しました。僕ちょっと、こっちの方にあったのだな。目的とか何か入れてね、ああすみません。私の勘違いでした。私はあの施行規則の方を見ておりました。じゃあちょっと、質問を変えます。もし、受賞対象者がこの生きている人かどうか、それとも過去に遡るあれはあるのかどうかっちゅう質問と、もう一つはね、例えばあのお金の場合は五千万という形が出ているのですけども、この五千万ちゅうのがですね、その人間国宝と同じようなレベルであるのかどうか、この辺の考え方等を聞かせて頂きたい。もう1点は、例えばその財産をね、家屋敷を全部、この寄付したいと市の方にね。そういう場合の評価額等についてはどの辺りを対象にしているか、この点について教えて頂きたいと思います。

#### ○太田総務課長

ご質問の1点目でございますが、対象者がご存命の方、或いは、もうご逝去された方、その辺りの区分でございますが、基本的にはご存命の方をと考えております。また2点目の五千万円のその寄附が人間国宝と同じレベルかというようなご意向でございますけども、少なくとも五千万と高額な寄附をされた方、その方が市に何かの役に立てて頂きたいということでご寄附を頂くことにつきましては、やはり、この条例に定めるように栄誉市民の称号を贈るべきだろうと考えております。3点目の財産、家屋敷を全部その寄附をされるというケースでございます。これにおきましてのその評価の仕方については、今ここで明らかにするものが特にはございませんが、その評価に応じて該当すればこの条例に基づいて称号を贈っていきたいと考えております。

#### ○加賀美委員

分かりました。あの、だから、いわゆるそういう功績をあげた時点において、そして審査して 決めると、そういう理解で宜しいでしょうか。

### ○中村総務部長

加賀美さんの只今のご質問で、高額の寄附というのがございました。これはあくまでもですね、 現金でもって高額の寄附をされた方を対象としております。

### ○加賀美委員

例えばね、ちょっとごめんなさい。今のお答えに対してちょっとお尋ねしたいのですが、例えば一億円程度の評価のね家屋敷を全てまあ寄付をするというようなことがあったとしてもね、それは対象で無いと、その現金に五千万の現金の方が優位だと、そういう理解で宜しいのでしょう

# ○中村総務部長

あくまでもですね、現金ということでご理解頂きたいと思います。

### ○加賀美委員

じゃあ別途にまたあの別な形で表彰すると、こういう理解で宜しいでしょうか。そういう貢献のあった人はね、例えば、市長の方から多大な寄附に対して表彰するとか、そういう形でやると。

### ○中村総務部長

光市の表彰規則の方でですね、三百万円以上の寄附、或いは、それに匹敵する伝統工芸品等を ご寄附された方については表彰をしております。

# ○加賀美委員

あのちょっと理解しがたいところもありますけど、一応これで終わります。

### ○森戸委員

ちょっと分からなくなってしまったのですが、今部長が言われたその何ですか三百万円以上うんぬんの、それは条例でしたかね、何でしたか。それはそれで残っている、一本化した訳じゃない、分けてやるということなのですかね。

#### ○中村総務部長

表彰規則がございます。そちらの方で毎年定例の市長表彰というのをやっております。そちらの方で、三百万以上の寄附をされた方については表彰をしておるところでございます。

#### ○森戸委員

はい。分かりました。で、五千万円の基準というのはどんなところから出てきた話なのですか。 施行規則の五千万という部分ですね。その辺をお聞かせ下さい。

#### ○中村総務部長

これは、今申しました表彰規則、先程も課長が説明申し上げましたが、そこであの五千万という定めがございました。過去の旧光市におきましても、こういった規定であってですね、定めをしておって現在もそれを踏襲しておるということでございます。

#### ○森戸委員

はい。分かりました。下世話な話なのですが、今までこう最高額と言いますか、あのキャッシュ、もしくは物納とか絵画とかも含めて、どのくらいがこう最高額だったのですかね。

#### ○中村総務部長

只今のご質問ですが、ちょっと手元にその辺りの資料がございません。申し訳ございません。

#### ○森戸委員

いやまあ、そういうのがあってこういう数字が出てきたんかなと思ったのですけど、まあまたちょっと教えてください。

#### ○四浦委員

確認をしておきたいと思いますが、条例のですね2条で言われている、前半省きますが、増進

等に顕著な実績があり、広く市民に愛され社会に明るい希望を与えることに特別な功績があるということですから、まあかなり主観的なものがあるのかなあと思っていたら、施行規則の方では重要無形文化財の保持者として認定を受けたものとするとこうありますから、この重要無形文化財の保持者に限られるということなのでしょうか。そういうことですか。

# ○太田総務課長

今現在は、この施行規則に定めているとおりでございます。以上でございます。

### ○四浦委員

今現在は、これはまあ分からないから教えて貰うんですが、重要無形文化財の保持者というのは、という方は光市内に今、何名いらっしゃいますか。

# ○太田総務課長

今現在は、市内にはいらっしゃいません。

#### ○四浦委員

ああそうですか。過去には如何だったでしょうか。

### ○太田総務課長

過去にも市内にはいらっしゃいません。

# ○四浦委員

分かりました。良いです。終わります。

#### ○木村則夫委員

すみません。ちょっとあのこれまでの委員のちょっと皆様のお話をもう一回再度整理させて貰いたいと思いますけれども、この条例に基づいて施行規則の今案が出ている訳ですけれども、これだとですね、ちょっとその第2条、それぞれ第2条のところの整合性がちょっと図れない、つまりその、工芸だとか芸術の部分においてはその無形文化財の保持者としての認定を受けたものとするということで、先程課長さんがおっしゃられたですね、その学術だとかスポーツだとか、まあそういった一定の基準をもうこれに盛り込んでおけば、まあ一回で終わると思うんだけれどもその辺今回盛り込んでいないのは、まあその条例があるからって話ではなくてその施行例としてですよね、もっと先程具体的におっしゃっていました、その顕著という内容がですね、このこういったレベルだって言うところまで盛り込んでおけば宜しいのかなと思いますけれど、それを盛り込んでいないという理由だけお話しください。

#### ○太田総務課長

施行規則において、重要無形文化財以外は盛り込んでいない理由でございますけれども、様々なスポーツの大会、或いは、先程も申しましたように、様々な学術、学術においても様々なその世界的な表彰、賞がございます。その中で、光市の栄誉市民として称号を与えるに相応しいかどうかということを考えると、その実績を加味しながら決めていくべきだと思っております。ですから、ここの施行規則の方に具体的にその一つ一つを取り上げること自体が大変難しいことから、この度はこうした形にさせて頂いております。

### ○木村則夫委員

まあそれは条例に基づいてその対象を決めていくというのが基本でしょうけれども、それにしてもこちらの方が重要無形文化財でもかなり固定した名称が使われているのでどうかなあと思い

ます。まあ、今後もし例えばスポーツで言えばオリンピック級のね活躍された方が出たとか、そんなことになったら、まあこの施行規則っていうのにはこれ追加することはないんですかね、ちなみに。ちょっとお尋ねしてみましょう。

# ○太田総務課長

今後、この施行規則につきましては追加をしていくこともあろうかと思っております。

○木村則夫委員 分かりました。

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」